川口市議会３月定例会

市民のいのち・くらし・しごとを守る予算に

２月14日開会予定で川口市議会３月定例会がおこなわれます。一年間の各種予算を審議する議会であり、一般質問においても各会派の代表質問もおこなわれます。

日本共産党はすでに予算要望書作成し、市長に提出しました。こうした市民の要望が予算に反映するよう、３月定例会の予算審議や一般質問で力を尽くしたいと思います。ぜひ、市議団にみなさんの声をお寄せ下さい。

そもそも日本国憲法のもと、国の政治とちがって地方政治は二元代表制がとられ議会に与党野党という概念はなく、市議会全体として市長・行政をチェックする仕組みとなっています。日本国憲法成立以前の日本では中央集権的な国家であり、そのことが戦争への道を突き進んだ一因でもあります。戦後は憲法に国民主権が位置づけられ、地方自治は民主主義の社会を築くうえで大事な役割を担っています。

日本が日本国憲法とおりの国づくりを進める上で、大軍拡・大増税の道を歩まぬように、いまこそ日本国憲法の理念を全国自治体において活かし、地方自治を発展させる時です。国家の予算も市の予算も基本的人権の尊重、個人の尊厳を大切にすることにこそつかわれるべきです。日本国憲法は２度の世界大戦や人類の人権思想の発展の上に成り立った憲法だからです。

川口市は人口60万人。大きくなってしまった地方自治体において、ひとりひとりの市民のいのち・くらし・しごとを守る役割を果たすには、市議会も市長も行政もあらためて日本国憲法を柱に市政を進める必要があります。

日本共産党川口市議団実施中の
市民アンケート2023にご協力ください

新川口

2023年1月29日　No.1688

日本共産党川口市議会議員団
川口市前川2-28-10
TEL.267-8411　FAX.261-3528
https://www.kawaguchi-jcp.jp/

知っ得情報

令和５年度（令和４年分）

市民税・県民税申告は郵送・申告会場で申告書の提出を

市民税・県民税申告書が１月下旬から送付（前年度申告者が対象）されています。申告をする方で、２月上旬までに申告書が届かない場合は市民税課へお問い合わせください。

なお、収入がない方の中で、親族の扶養に入っていて、扶養者が年末調整や確定申告などで扶養親族として申告していない。またはする予定でない方は市民税・県民税の申告が必要です。被扶養者であっても、国民健康保険・後期高齢者医療保険・児童手当などの他制度において非課税決定や非課税証明書を必要とする方もあり、市民税・県民税の申告が必要となります。

会　場	日　時
安行公民館	２月８日（水）　9:00～15:00
芝公民館	２月９日（木）・10日（金）　9:00～15:00
新郷公民館	２月14日（火）　9:00～15:00
神根公民館	２月15日（水）　9:00～15:00
戸塚公民館	２月16日（木）・17日（金）　9:00～15:00
鳩ケ谷庁舎 3階306会議室	２月20日（月）・21日（火）・22日（水）　9:00～15:00
市役所第一本庁舎 5階５０１大会議室	２月27日（月）～３月15日（水）　9:00～16:00 土・日曜日を除く。ただし3月12日は受付可

※申告に必要なもの
①市民税・県民税申告書　②筆記用具　③本人確認書類
④収入・所得を証明できる書類　⑤各種控除を受けるために必要な書類

問い合せ
市民税課
TEL：048－259－7634、7635、7636、7245
FAX：048－258－1684

ＩＭＡＫＯＳＯ核兵器禁止条約に参加する日本へ

2023年３・１ビキニデーが今年も開催されます

３・１ビキニ事件って?

1954年３月１日米国は太平洋のビキニ環礁で巨大な水爆実験を行い、付近で操業していた多くの日本漁船乗組員や現地のマーシャル諸島島民に膨大な犠牲を作り出しました。焼津のマグロはえ縄漁船「第五福竜丸」は水爆実験で出た“死の灰”を浴び23人の乗組員全員が急性放射能症にかかり、無線長の久保山愛吉さんは「原水爆の被害者は私を最後にしてほしい」と言い残してその年の９月に亡くなりました。

３・１ビキニデー集会へ

３・３ビキニ事件をきっかけに原水爆禁止の声が全国に起こり、翌年の1955年には第１回の原水爆禁止世界大会が開催されました。それ以来、日本の原水爆禁止運動は核戦争阻止、核兵器廃絶、被爆者援護・連帯をかかげ、世界諸国民や非核国政府と連帯して、世論と運動を広げてきました。

３・１ビキニデー集会は亡くなった久保山さんの遺志を引き継ぎ、全国の運動と静岡県の実行委員会が共催してきました。

ビキニ被災から69年―いま求められていることは

今年も２月27・28日３月２日と３・１ビキニデーが静岡で開催されます。28日３月１日にはオンライン配信（川口では埼玉土建川口支部にて）も行われ、参加がよびかけられています。

核兵器は人類と共存できません。「核兵器禁止条約」が発効して１月22日で１年が経過しました。この条約を力に今こそ、核兵器のない平和な世界が求められています。

「核兵器禁止条約」とは?

核兵器を「非人道兵器」として、開発・使用・使用の威嚇・譲渡・設置および配置のすべてが禁止されており、法的拘束力で禁止しているものです。2017年７月７日に国連で採択され、92カ国が署名、68カ国が批准しています（１月10日現在）。昨年の６月に第１回の締約国会議が開催され、「核兵器のない世界への私たちの誓約」としてウィーン宣言が採択されました。

ウィーン宣言

第16項からなる内容は、オブザーバーを含む市民社会の代表や原水爆の被爆者など幅広い参加を呼び掛け、道徳的・倫理的にも核兵器の存在を認めないことを謳っています。核兵器の被害者に対しての援助と環境汚染の是正のための協力。条約の加盟国を増やすための努力とともに、条約外の国とも協力するとしています。そして最後に、「この条約の目的を実現する上で前に立ちはだかる課題や障害に幻想を抱いていない。楽観主義と決意をもって前進する。私たちは、最後の国が条約に参加し、最後の核弾頭が解体・破壊され、地球上から核兵器が完全に廃絶されるまで、休むことはないだろう」と結んでいます。

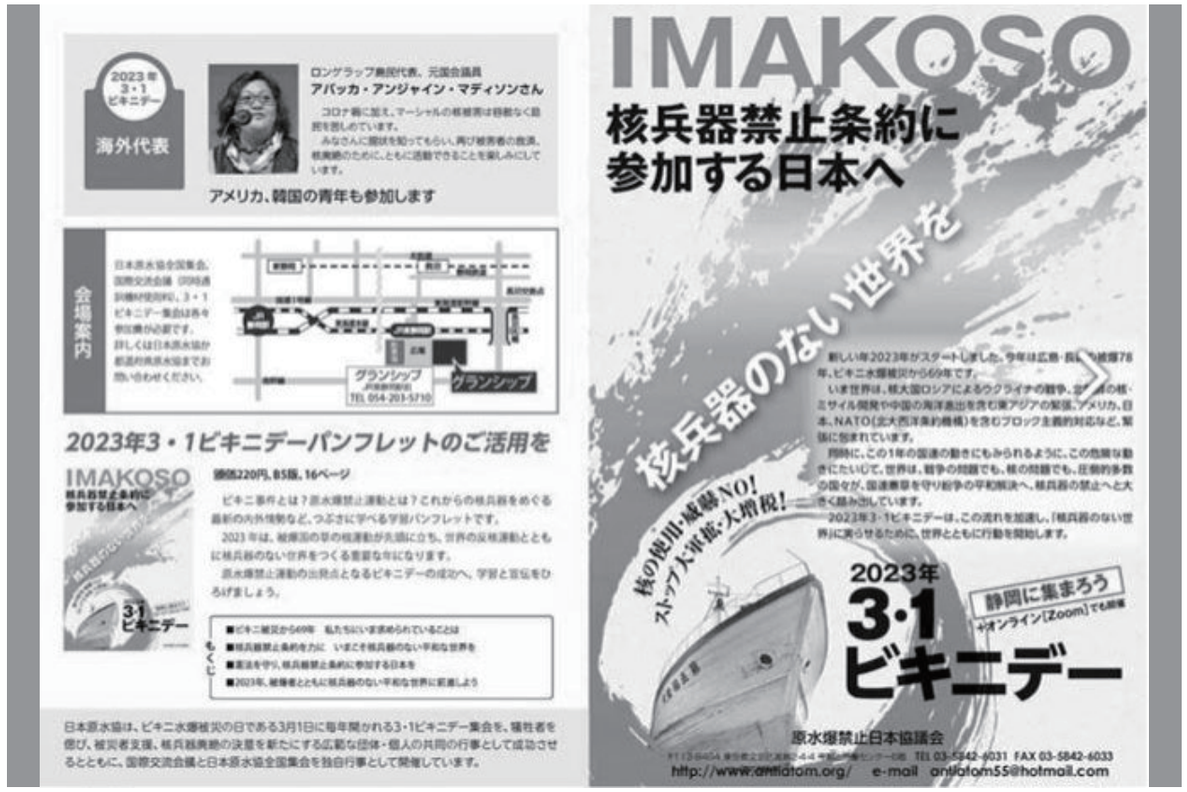

１月22日「核兵器禁止条約」発効２年

１月22日、条約が発効して２年を迎えました。この日は全国で日本政府に署名・批准を求める行動が行われました。この行動には各地の被爆者も参加し、川口でも川口駅東口で訴えと署名行動が行われました。

ロシアの侵攻からもうすぐ１年。核兵器の抑止の非現実性や、武力対武力では解決の道筋が見えないことが明らかとなっている今、何をすべきかが問われています。